

○旅費規程

平成 15 年 10 月 1 日
平成 15 年度規程第 24 号
一部改正 平成 16 年 6 月 7 日平成 16 年度規程第 16 号
一部改正 平成 16 年 10 月 1 日平成 16 年度規程第 31 号
一部改正 平成 17 年 4 月 1 日平成 17 年度規程第 10 号
一部改正 平成 18 年 3 月 31 日平成 17 年度規程第 48 号
一部改正 平成 19 年 3 月 30 日平成 18 年度規程第 41 号
全部改正 平成 20 年 3 月 1 日平成 20 年度規程第 12 号
一部改正 平成 20 年 10 月 31 日平成 20 年度規程第 26 号
一部改正 平成 21 年 3 月 31 日平成 20 年度規程第 47 号
一部改正 平成 21 年 7 月 15 日平成 21 年度規程第 23 号
一部改正 平成 22 年 3 月 26 日平成 21 年度規程第 56 号
一部改正 平成 26 年 1 月 1 日平成 25 年度規程第 21 号
一部改正 平成 26 年 3 月 31 日平成 25 年度規程第 46 号
一部改正 平成 27 年 3 月 31 日平成 26 年度規程第 68 号
一部改正 平成 27 年 4 月 30 日平成 27 年度規程第 2 号
一部改正 平成 27 年 8 月 31 日平成 27 年度規程第 8 号
一部改正 平成 29 年 3 月 8 日平成 28 年度規程第 31 号
一部改正 平成 30 年 10 月 12 日平成 30 年度規程第 7 号
一部改正 平成 30 年 11 月 14 日平成 30 年度規程第 9 号
一部改正 2019 年 4 月 19 日 2019 年度規程第 1 号
一部改正 2021 年 3 月 31 日 2020 年度規程第 64 号
一部改正 2024 年 6 月 30 日 2024 年度規程第 32 号
一部改正 2024 年 11 月 28 日 2024 年度規程第 36 号
一部改正 2025 年 3 月 17 日 2024 年度規程第 73 号

第 1 章 総則

(適用)

第 1 条 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）の役員、職員及び嘱託（以下「職員等」という。）又は職員等以外の者が機構の業務のため出張する場合における旅費の支給は、この規程の定めるところによる。

(用語の意義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 出張 職員等又は職員等以外の者が機構の業務（以下「業務」という。）のため一時その在勤事務所（常時勤務する在勤事務所がない場合又は出張命令権者が認める場合には、その住所、居所その他出張命令権者が認める場所。）を離れて移動をすることをいう。
- 二 出張命令権者 別表第 1 又は別表第 2 の右欄に掲げる職員等に対して出張命令を発

する同表左欄に掲げる者及び職員等以外の者に対して出張依頼を行う者をいう。

三 内国出張 本邦（本州、北海道、四国、九州及びその付属の島をいう。以下同じ。）における出張をいう。

四 外国出張 本邦と外国（本邦以外の領域をいう。以下同じ。）との間における出張及び外国における出張をいう。

五 赴任 新たに採用された職員等がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤事務所に移動し、又は転勤を命ぜられた職員等がその転勤に伴う移転のため旧在勤事務所から新在勤事務所に移動することをいう。

六 帰住 職員等が退職し、又は死亡した場合において、その職員等又はその遺族が生活の根拠となる地に転居のため移動することをいう。

七 家族 内国の移動にあつては職員等の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員等と生計を一にするものをいい、外国の移動にあつては職員等の配偶者及び子で職員等と生計を一にするものをいう。

八 遺族 職員等の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員等の死亡当時職員等と生計を一にしていた他の親族をいう。

九 旅行役務提供者 機構と旅行役務提供契約を締結したものをいう。

2 この規程において「何等級」という場合は、職員給与規程第3条別表第1、一般任期付職員給与規程第3条別表第1、特定任期付職員給与規程第3条別表及び特定任期付職員（特定事務職員）給与規程第3条別表第1に掲げるものをいい、特定分野専門職員給与規程の適用を受ける者は2等級とする。

3 この規程における役員、管理職及びその他職員の区分は別表3のとおりとする。

4 この規程において「近距離地域」という場合は、別に定めるものとする。

（旅費の種類）

第3条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とし、これらの内容については第18条から第29条に定めるものとする。

（旅費の支給対象）

第4条 職員等が出張又は赴任した場合には、当該職員等に対し、旅費を支給する。ただし、旅費のうち鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費等に係る手配を旅行役務提供者が行った場合には、その実費額を当該旅行役務提供者に支払うことができる。

2 職員等、その配偶者若しくは子又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給することができる。

一 職員等が出張中に業務のため負傷し、又は疾病にかかり療養又は帰任のための看護を必要とする場合は、その職員等の家族

二 職員等が出張又は赴任のための内国出張中に退職、免職（罷免を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う移動を必要としない場合を除く。）は当該職員等

三 職員等が出張又は赴任のための内国出張中に死亡した場合は、当該職員等の遺族

- 四 職員等が死亡した場合において、当該職員等の本邦にある遺族がその死亡の日の翌日から３月以内にその居住地を出発して帰住した場合は、当該遺族
- 五 職員等が外国の在勤地において退職又は休職（以下「退職等」という。）となり、一定の期間内に本邦に帰住し、又は出張若しくは赴任のための外国出張中に退職等となった場合（当該退職等に伴う移動を必要としない場合を除く。）は、当該職員等
- 六 職員等が外国の在勤地において死亡し、又は出張若しくは赴任のための外国出張中に死亡した場合は、当該職員等の遺族
- 七 外国在勤の職員等が死亡した場合において、当該職員等の外国にある遺族（配偶者及び子に限る。）がその死亡の日の翌日から３月以内にその居住地を出発して帰住した場合は、当該遺族
- 八 外国在勤の職員等の配偶者又は子が、当該職員等の在勤地において死亡し、又は赴任もしくは帰任時において移動中に死亡した場合は、当該職員等
- 九 休暇帰国を許された者が在勤地と本邦との間を移動する場合は、当該職員等
- 十 第 33 条の規定により職員等の子女で一時呼び寄せを許された者が本邦と在勤地との間を移動する場合には、当該子女
- 3 職員等が前項第 2 号又は第 5 号の規定に該当する場合において、就業規則第 28 条第 1 項第 2 号及び第 5 号若しくは第 34 条第 1 項第 6 号及び第 7 号（当該条項が準用される場合を含む）に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により職員等が解雇等された場合は、旅費は支給しない。
- 4 職員等以外の者が機構の依頼又は要求に応じ、業務を遂行するため出張した場合は、その者に対し旅費を支給する。
- 5 職員に採用を予定されている者が呼出に応じ出頭した場合は、その者に対し旅費を支給する。
- 6 第 2 項第 1 号、第 3 号、第 4 号、第 6 号及び第 7 号の規定により旅費を支給すべき家族又は遺族（第 4 項において準用する場合を含む。以下同じ。）については、その都度理事長がこれを定める。
- 7 この規程により旅費の支給を受けた者が自己の責に帰さない事由により旅費の全部又は一部を喪失した場合は、次の各号に定める額を支給することができる。
- 一 現に所持していた旅費額（乗車券、乗船券及び航空券等で当該移動について購入したものを含む。次号において同じ。）の全部を喪失した場合は、その喪失したとき以後の移動を完了するため、この規程の定めにより支給することのできる額
- 二 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合は、前号に規定する額から喪失を免れた旅費額を差し引いた額
- 8 この規程により旅費の支給を受けることができる者がその出発前及び出発後に出張命令又は出張依頼の変更（取消しを含む。）を受け、又は死亡した場合において、当該出張のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で次の各号に定めるものを旅費として支給することができる。
- 一 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）については、第 18 条第 1 項各号、第 19 条第 1 項各号、第 20 条第 1 項各号及び第 21 条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第 8 条の規定により計算した

額と現に支払った額で所要の払戻しを行ったにもかかわらず、払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続きを行ったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額の合計額

二 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費については、当該各種目について第22条、第23条、第25条、第26条、第27条第1項及び第28条並びに第8条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻しを行ったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続きを行ったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額の合計額

三 前2号に掲げる金額のほか、手数料その他の出張命令等の変更等に伴い支給する必要があるものとして出張命令権者が認めた額
(出張命令等)

第5条 出張は、出張命令権者の発する出張命令又は出張依頼（以下「出張命令等」という。）によって行わなければならない。

2 出張依頼を行う場合における出張命令権者は、組織規程の所属長とする。

3 出張命令権者は、業務上必要と認める場合で、かつ予算上旅費の支出が可能である場合に限り、出張命令等を発することができる。

4 出張命令権者は、自らその必要性を認める場合又は出張者から業務上の必要、天災その他やむを得ない事情による変更の申請があった場合は、既に発した出張命令等を変更することができる。

5 出張命令権者は、出張命令等を発し、又はこれを変更する場合は、出張者又は出張依頼を担当する者に出張命令・依頼書又は出張命令・依頼書（変更）に必要事項を記載又は記録させ、申請させなければならない。出張命令・依頼書等に記載又は記録する内容は別に定める。

ただし、これを申請させるいとまがない場合は、出張後できるだけ速やかに申請させることができる。

(出張命令書等の決裁範囲)

第6条 出張命令書等の決裁者は、本部、支部及び海外事務所にあっては当該出張命令を受ける者の直近上位の役職員（管理監督の地位にあるものに限る。）及び当該命令権者とする。

2 外国出張の出張命令を受ける者が、役員（監事を除く。）、理事長が指名する者（以下「理事長指名者」という。）、支部長、本部の部長（部長相当職を含む。）及び海外事務所の職員（赴任する場合に限る。）の場合にあっては、総務担当理事及び総務部長の決裁を併せて得るものとする。

3 出張命令権者が出張依頼を行う場合における出張命令書等の決裁者については、当該命令権者及びその直近下位の者とする。

4 前3項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、決裁者の直近下位の者又は決裁者が指定する者が当該決裁者に代わって決裁することができるものとする。

一 決裁者が不在であって、かつ、緊急やむを得ないとき。

二 決裁者があらかじめ直近下位の者又は指定する者に指示しているとき。

5 前項第1号の規定により、決裁者に代わって決裁した者は、事後、速やかに代わって決裁を行った旨を決裁者に報告しなければならない。

(出張命令等に従わない出張)

第7条 出張者は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により出張命令等（第5条第4項の規定により変更を受けた出張命令等を含む。以下本条において同じ。）に従って出張することができない場合は、あらかじめ出張命令権者に出張命令等の変更を申請しなければならない。

2 出張者は、前項の規定による出張命令等の変更を申請するいとまがない場合は、出張命令等に従わないで出張した後、できるだけ速やかに出張命令権者に出張命令等の変更を申請しなければならない。

3 出張者が、前2項の規定による出張命令等の変更を申請せず、又は申請したがその変更が認められなかった場合において、出張命令等に従わないで出張したときは、当該出張者は、出張命令等に従った限度の出張に対する旅費についてのみの支給を受けることができる。

第2章 旅費の支給

(旅費の計算)

第8条 旅費は、出張に要する実費を弁償するためのものとして、第3条に定める種目及び第18条から第29条に定める内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により移動した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路及び方法によって移動し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

2 在勤事務所(常時勤務する在勤事務所がない場合又は出張命令権者が認める場合には、その住所、居所その他出張命令権者が認める場所。以下同じ。)又は出張地(以下この項において「在勤事務所等」という。)以外の地を出発地として移動する場合における旅費の支給額は、在勤事務所等以外の地から出張地に至る旅費の額と在勤事務所等から出張地に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

3 既に出張している者が、出張地から在勤事務所以外の地を到着地として移動する場合における旅費の支給額は、出張地から在勤事務所以外の地に至る旅費の額と出張地から在勤事務所に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

4 前項の規定において、目的地までの行程で支給されている通勤手当の区間が重複する場合は、その区間を除き計算することとする。

(本邦通過の場合の旅費)

第9条 外国出張中本邦を通過する場合には、その本邦内の移動について支給する旅費は、内国出張の規定による。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃については、外国出張の規定による。

2 前項本文の場合において、第27条第1項第1号の規定の適用については、本邦出発の場合にはその外国への出発地を新居住地又は居住地とみなす。

(旅費の調整)

第10条 出張者が、交通機関、宿泊施設を無料で利用して出張したため、正規の鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費を支給することが適当でない場合には、支給しないものとする。

2 宿泊費等を、会議等への参加費（以下、「参加費等」という。）とし一括して支払わなければならない場合においては、参加費等の支出にかかる所定の手続きにより一括支出し、旅費による宿泊費等を支給しないものとする。

3 職員等の職務の等級が溯って発令された場合は、その職員等が発令日の日付以降に行った出張に対して既に支給された旅費について、その発令に伴う旅費の増額又は減額は行わない。

4 出張命令権者は、出張者がこの規程による旅費により出張することがその出張における特別の事情により、又はその出張の性質上困難であると認めた場合には、実際に要した旅費を支給することができる。

（年度区分）

第11条 移動中における年度の経過又は職務の等級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（家族移転費のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合は、年度の経過又は職務の等級の変更等の後に最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

（旅費の請求手続等）

第12条 本部及び支部の職員等が旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給又は変更を受けようとする場合は、内国・外国出張旅費請求書及び赴任旅費請求書を経理部長に提出しなければならない。内国・外国出張旅費請求書及び赴任旅費請求書の記載事項又は記録事項は別に定める。

2 海外事務所の職員等が旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給又は変更を受けようとする場合は、内国・外国出張旅費請求書を当該海外事務所長に、赴任旅費請求書を経理部長に提出しなければならない。

3 概算払に係る旅費の支給を受けた者は、やむを得ない理由のため出張命令権者の承認を得た場合を除き、その出張の完了した日の翌日から起算して2週間以内に、旅費の精算を行い、精算による過払金が生じた場合は返納の通知の日の翌日から起算して2週間以内に返納を行うものとする。

4 近距離地域内における出張（宿泊を伴わないものに限る。）においては、第1項及び第2項の規定にかかわらず、外勤届により交通費を請求するものとする。外勤届の記載事項又は記録事項は別に定める。

5 職員等以外の者に係る旅費については、第1項に規定する内国・外国出張旅費請求書及び前項に規定する外勤届を準用し支給することができる。

6 職員等は、旅費の請求をするにあたり、第10条第1項の規定に該当する場合には、内国・外国出張旅費請求書にその旨を記載しなければならない。

（職員等以外の者の旅費）

第13条 第4条第4項の規定により支給する旅費は、他に特別の定めがある場合を除くほか、出張命令権者が業務の内容及び職員等との均衡を考慮して定める相当階級に応じた職員等の相当の旅費とする。

(採用予定者の旅費)

第14条 第4条第5項の規定により支給する旅費は、赴任の例に準じて計算した新職階相当の旅費とする。

(家族及び遺族の旅費)

第15条 第4条第2項第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号の規定により家族及び遺族に支給する旅費は、職員等及び職員等以外の者がその出張について支給される旅費の職階区分に応じて支給する。

(特別退職者に対する帰住のための旅費)

第16条 就業規則第28条第1項第3号及び第4号（当該条項が準用される場合を含む）の規定により解雇された職員がその退職の日の翌日から3カ月以内に帰住する場合は、退職時の職階区分に応じ、赴任の例に準じて旅費を支給する。

(近距離地域の旅費)

第17条 内国及び外国における近距離地域にかかる出張の旅費は、次の各号に規定する額による。

- 一 鉄道賃、船賃又はその他の交通費のうち現に支払った額
- 二 業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合は、別表第4の宿泊基準額内の宿泊費の実費額及び別表第5に掲げる宿泊手当

第3章 旅費の種類及び内容

(鉄道賃)

第18条 鉄道賃は、鉄道を利用する移動に要する費用とし、その額は次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、業務のため特に必要とするものに限る。）の合計額とする。

- 一 運賃
- 二 急行料金
- 三 寝台料金
- 四 座席指定料金
- 五 特別車両料金（内国出張にあっては役員に限り、外国出張にあっては役員及び管理職に限る。）
- 六 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国出張の場合であって、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級（役員が移動する場合には、最上級）、外国出張の場合であって、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された鉄道によりその他職員の者が移動する場合には最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

(船賃)

第19条 船賃は、船舶を利用する移動に要する費用とし、その額は次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、業務のため特に必要とするものに限る）の額の合計額とする。

- 一 運賃

二 寝台料金

三 座席指定料金

四 特別船室料金（内国出張にあっては役員に限り、外国出張にあっては役員及び管理職に限る）

五 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国出張の場合であって、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級（役員が移動する場合には、最上級）、外国出張の場合であって、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された船舶によりその他職員の者が移動する場合には最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（航空賃）

第20条 航空賃は、航空機を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、業務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一 運賃

二 座席指定料金

三 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げる額とする。

一 内国出張の場合であって、役員が移動するとき 最上級の運賃の額

二 内国出張の場合であって、運賃の等級が3以上に区分された航空機により役員が移動するとき 最上級の直近下位の級の運賃の額

三 外国出張の場合であって、役員が移動するとき 最上級の運賃の額

四 外国出張の場合であって、運賃の等級が3以上に区分された航空機により理事長及び副理事長が移動するとき 最上級の運賃の額

五 外国出張の場合であって、運賃の等級が3以上に区分された航空機により理事、理事長指名者及び監事並びに1等級以上の職員が移動するとき及び2等級の者が長時間にわたる移動として別に定める特定航空移動をするとき 最上級の直近下位の級の運賃の額

（その他の交通費）

第21条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、業務のために特に必要とするものに限る。）の合計額とする。

一 路線バス等を利用する移動に要する運賃

二 タクシー等を利用する移動に要する運賃

三 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、その他の移動に直接要する費用

四 前3号に掲げる費用に付随する費用

（宿泊費）

第22条 宿泊費は、出張中の宿泊に要する費用とし、その額は地域の実情及び出張者の職

務を勘案して別表 4 で定める額（次条において「宿泊基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として、別に定める場合は当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第 23 条 包括宿泊費は移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は当該移動に係る第 18 条から第 21 条の規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

（宿泊手当）

第 24 条 宿泊手当は、宿泊を伴う出張に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は別表 5 で定める一夜あたりの定額とする。

（転居費）

第 25 条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第 27 条第 1 項第 1 号イ若しくはロ又は同項第 2 号イ若しくはロに規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は転居の実態を勘案して別に定める方法により算定される額とする。ただし、外国の赴任においては別表 6 に定める容積又は重量の範囲内において算定した額とする。

（着後滞在費）

第 26 条 着後滞在費は、外国への赴任、外国から本邦への帰任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は外国への赴任にあたっては 10 夜分を、外国から本邦への帰任にあたっては 5 夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

（家族移転費）

第 27 条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は次に掲げる額とする。

一 内国移転にあつては、次に掲げる額

イ 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下このイ及びロ並びに次号イからハまでにおいて同じ。）を職員等の新居住地に移転する場合には、家族 1 人ごとに、職員等がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額

ロ イに規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から 1 年以内に家族を職員等の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には当該赴任後における職員等の新居住地）に移転する場合には、イの規定に準じて算定した額

二 外国移転にあつては次に掲げる額

イ 赴任の際、理事長の許可を受け、家族を職員等の新居住地に移転する場合には、家族 1 人ごとに、職員等がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、着後滞在費及び渡航雑費の合計額に相当する額

ロ イに規定する場合に該当せず、かつ、赴任後理事長の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から 1 年以内に家族を職員等の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員等の新居住地）に移転する場合には、イの規定に準じて算定した額

ハ イに規定する場合に該当せず、かつ、本邦から外国に赴任後理事長の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から 1 年以内に家族を赴任を命ぜられた日における居住地から本邦内の他の地に移転する場合には、前号イの規定に準じて算定した額

二 外国に赴任後理事長の許可を受け、家族（イ又はロに規定する許可を受け移転した者であって同居しているものに限る。）を本邦に移転する場合には、イの規定に準じて算定した額

2 出張命令権者は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第 1 号ロ又は第 2 号ロ若しくはハに規定する期間を延長することができる。

（渡航雑費）

第 28 条 渡航雑費は、外国出張に要する雑費とし、その額は予防接種に係る費用、健康証明書、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税、その他外国出張に必要なものとして別に定める費用の額とする。

（死亡手当）

第 29 条 死亡手当は、職員等又はその配偶者若しくは子の外国における死亡（規程第 4 条第 2 項第 6 号又は第 8 号に規定する場合に限る）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は通常要する費用の額を勘案して別表 7 で定める定額とする。

（退職者等の旅費）

第 30 条 第 4 条第 2 項第 2 号又は第 5 号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から 3 月以内における当該退職等に伴う移動又は本邦への帰住について、出張又は赴任の例に準じて次に掲げる旅費とする。

一 第 4 条第 2 項第 2 号の規定により旅費を支給する場合は、次に掲げる旅費

イ 職員等が内国出張中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等となる前の職務の等級の者（職員が役員であった場合は、当該者をいう。ロ及び第 3 号において同じ。）として退職等の日にいた地から旧在勤地に移動するものとして計算した旅費

ロ 職員等が赴任のための内国出張中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等となる前の職務の等級の者として退職等の日にいた地から新在勤地に移動するものとして計算した旅費

二 本邦に外国出張中の外国在勤の職員等が第 4 条第 2 項第 2 号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、当該職員等の本邦への出張における出張地を旧在勤地とみなして前号イの規定に準じた旅費のほか、次号ハ又は二及び次項の規定に準じた旅費

三 第 4 条第 2 項第 5 号の規定により旅費を支給する場合は、次に掲げる旅費

イ 外国在勤の職員等がその在勤地において退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等となる前の職務の等級の者として旧在勤地から本邦内の地に移動するものとして計算した旅費（着後滞在費を除く。）

ロ 本邦在勤の職員等が外国出張中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等となる前の職務の等級の者として出張地から本邦内の地に移動するものとして計算した旅費

ハ 外国在勤の職員等が外国出張中に退職等となり、出張地から旧在勤地を経由しない

で当該退職等に伴う移動をした場合には、次に掲げる旅費

(1) ロの規定に準じた旅費

(2) 家財又は家族を旧在勤地から本邦に移転する必要がある場合には、(1)に掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、退職等となる前の職務の等級の者として旧在勤地から本邦内の地に移動するものとして算定した転居費及び家族移転費

二 外国在勤の職員等が外国出張中に退職等となり、出張地から旧在勤地を経由して当該退職等に伴う移動をした場合には次に掲げる旅費

(1) 出張の例に準じ、退職等となる前の職務の等級の者として出張地から旧在勤地に移動するものとして計算した旅費

(2) イの規定に準じた旅費

2 前項第3号の規定に該当する場合を除くほか、職員等が外国出張中において退職等となった場合において第4条第2項第5号の規定により支給する旅費は、前項第3号の規定に準じて出張命令権者が理事長に協議して定めるものとする。

3 第1項の場合において、退職等となった職員等が家族を移転するときは、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えることとする。

4 理事長は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族等の旅費)

第31条 第4条第2項第3号、第4号又は第6号から第8号までの規定により支給する旅費は、死亡手当のほか、出張又は赴任の例に準じて次に掲げる旅費とする。

一 本邦在勤の職員等が第4条第2項第3号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、次に掲げる旅費

イ 職員等が内国出張中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員等が遺族の居住地(外国在住の遺族の場合には、本邦における外国からの到着地)と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

ロ 職員等が赴任のための内国出張中に死亡した場合には、イに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員等が死亡地から新居住地に移動するものとして計算した旅費

二 本邦に外国出張中の外国在勤の職員等が第4条第2項第3号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、第4号イの規定に準じた旅費

三 第4条第2項第4号の規定により旅費を支給する場合は、出張の例に準じ、職員等が遺族の居住地から帰住地(外国に帰住する場合には、本邦における外国への出発地)に移動するものとして計算した旅費(宿泊費及び包括宿泊費を除く。)

四 第4条第2項第6号の規定により支給する旅費は、次に掲げる旅費

イ 出張の例に準じ、職員等が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

ロ 職員等が赴任のための外国出張中に死亡した場合には、イに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員等が死亡地から新居住地に移動するものとして計算した旅費

五 第4条第2項第7号の規定により支給する旅費は、赴任の例に準じ、職員等が居住地から帰住地(本邦内の地に限る。)に移動するものとして算定した転居費及び家族移転費(着後滞在費に相当する部分を除く。)

六 第4条第2項第8号の規定により支給する旅費は、出張の例に準じ、職員等が居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

2 遺族が前項第1号から第5号までに規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第8号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

（休暇帰国の旅費）

第32条 第4条第2項第9号の規定により支給する旅費は、職員等の在勤地と本部事務所との間の往復について出張の例に準じて計算した旅費とする。

2 前項の場合において、職員等が当該休暇帰国に際して家族を随伴するときは、第27条第1項第2号の規定に準じて計算した旅費（着後滞在費に相当する部分を除く。）に相当する額を前項の旅費に加算して支給する。

（子女一時呼び寄せの旅費）

第33条 外国在勤の職員等（この条において「職員」という。）は、本邦に在留している職員の子（職員給与規程第13条第2項に規定する扶養手当の支給対象となる者に限る。以下「子女」という。）を在勤地に呼び寄せることができる。

2 子女の一時呼び寄せは、子女1人につき1会計年度に1回を限度とし、次年度への繰越し、職員等の帰国発令後の呼び寄せ、第4条第2項第9号に規定する休暇帰国とこの子女の一時呼び寄せを同一会計年度に併せて行うこと及び迂回移動は認めない。

3 職員等は、第1項に該当する者の一時呼び寄せを実施しようとするときは、あらかじめ別に定める許可願を理事長に提出し、許可を受けなければならない。

4 子女の一時呼び寄せのために支給する旅費は、職員給与規程第3条別表第1に定める6等級の職員（この条において「6等級職員」という。）の本邦と在勤地との間の往復について出張の例に準じて計算した航空賃、船賃、鉄道賃及びその他の交通費（この条において「運賃」という。）の合計額から20,000円を差し引いた額とする。ただし、学生割引が適用される移動については、運賃の額は、割引を行った額とする。

第4章 雑則

（旅費の返納）

第34条 経理部長は、出張者又は旅行役務提供業者がこの規程又はこれに基づく命令の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払いを受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 出張者がこの規程又はこれに基づく命令の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には前項に規定する返納に代えて、その後において、その者に対し支出する旅費の額から当該旅費に相当する額を差し引くことができる。

（旅費の支給額の上限）

第35条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費の内これらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は第18条第1項各号、第19条第1項各号、第20条第1項各号及び第21条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第8条第1項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家

族移転費(宿泊手当に相当する部分を除く。)及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該費用について第22条、第23条、第25条、第26条、第27条第1項及び第28条並びに第8条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(委任)

第36条 この規程に定めるものの他、旅費に係る細則その他この規程の実施のため必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成15年10月1日から施行する。
- 2 この規程に定めるもののほか、支部の旅費の運用に係るものは、必要に応じ別に定める。

附 則 (平成16年度規程第16号)

この規程は、平成16年6月7日から実施する。

附 則 (平成16年度規程第31号)

この規程は、平成16年10月1日から実施する。

附 則 (平成17年度規程第10号)

この規程は、平成17年4月1日から実施する。

附 則 (平成17年度規程第48号)

この規程は、平成18年4月1日から実施する。

附 則 (平成18年度規程第41号)

この規程は、平成19年4月1日から実施する。

附 則 (平成20年度規程第12号)

この規程は、平成20年8月1日から実施する。

この規程による改正後の旅費規程の規定は、平成20年8月1日以後に出発するものから適用し、同日前に出発したものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成20年度規程第26号)

この規程は、平成20年11月1日から実施する。

附 則 (平成20年度規程第47号)

この規程は、平成21年4月1日から実施する。

附 則 (平成21年度規程第23号)

この規程は、平成21年7月15日から実施する。

附 則 (平成21年度規程第56号)

- 1 この規程は、平成22年3月26日から実施する。
- 2 改正後の旅費規程の規定は、この規定の実施の日以後に手続を開始する旅費の支給について適用し、施行日前に手続を開始した旅費の支給については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年度規程第21号)

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則 (平成25年度規程第46号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成 26 年度規程第 68 号）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年度規程第 2 号）

この規程は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年度規程第 8 号）

この規程は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年度規程第 31 号）

- 1 この規程は、平成 29 年 3 月 10 日から施行する。
- 2 この規程による改正後の旅費規程の規定は、平成 29 年 4 月 1 日以後に出発するものから適用し、同日前に出発した旅費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年度規程第 7 号）

- 1 この規程は、平成 30 年 10 月 12 日から施行する。
- 2 この規程による改正後の旅費規程の規定は、平成 30 年 10 月 12 日以後に出発するものから適用し、同日前に出発した旅費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年度規程第 9 号）

この規程は、平成 30 年 11 月 14 日から施行する。

附 則（2019 年度規程第 1 号）

- 1 この規程は、2019 年 4 月 19 日から施行する。
- 2 この規程による改正後の旅費規程第 5 条第 2 項の規定は、2019 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（2020 年度規程第 64 号）

- 1 この規程は、2021 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程による改正後の旅費規程の規定は、2021 年 4 月 1 日以後に出発するものから適用し、同日前に出発した旅費の支給については、なお従前の例による。

附 則（2024 年度規程第 32 号）

この規程は、2024 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（2024 年度規程第 36 号）

この規程は、2025 年 1 月 10 日から施行する。

附 則（2024 年度規程第 73 号）

- 1 この規程は、2025 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程による改正後の旅費規程の規定は、2025 年 4 月 1 日以後に出発するものから適用し、同日前に出発した旅費の支給については、なお従前の例による。

別表第 1

内国出張の出張命令権者及び出張命令を受ける者の範囲

出張命令権者	出張命令を受ける者の範囲
理事長	理事長、副理事長及び監事
副理事長	理事及び理事長指名者
理事及び理事長指名者	本部の部長等（注）、参与
本部の部長等（注）	本部の次長以下の職員等
支部長	支部の職員等

（注）「本部の部長等」とは、組織規程の本部の所属長をいう。

別表第 2

外国出張の出張命令権者及び出張命令を受ける者の範囲

出張命令権者	出張命令を受ける者の範囲
理事長	理事長、副理事長及び監事
副理事長	理事及び理事長指名者
理事及び理事長指名者	本部の職員等、支部長及び海外事務所の職員（赴任する場合に限る。）
支部長	支部の職員等
海外事務所長	海外事務所の職員等（出張する場合に限る。）

別表第3（役職員の区分）

区分	職務及び等級
役員	理事長及び副理事長、理事、理事長指名者並びに監事
管理職	1等級、2等級、特定分野専門職員並びにこれらに相当する職員を含む。 「特定任期付職員俸給表」の特任1等級、特任2等級
その他職員	3等級、4等級、5等級、6等級並びにこれらに相当する職員を含む。 「特定任期付職員俸給表」の特任3等級

※等級は規程第2条第2項に定めるものをいう。

別表第 4 宿泊費基準額(第22条関係)

一 本邦

区 分	宿泊費基準額(一夜につき)	
	役員	管理職、その他の職員
北海道	18,000 円	13,000 円
青森県	15,000 円	11,000 円
岩手県	13,000 円	9,000 円
宮城県	14,000 円	10,000 円
秋田県	15,000 円	11,000 円
山形県	14,000 円	10,000 円
福島県	11,000 円	8,000 円
茨城県	15,000 円	11,000 円
栃木県	14,000 円	10,000 円
群馬県	14,000 円	10,000 円
埼玉県	27,000 円	19,000 円
千葉県	24,000 円	17,000 円
東京都	27,000 円	19,000 円
神奈川県	22,000 円	16,000 円
新潟県	22,000 円	16,000 円
富山県	15,000 円	11,000 円
石川県	13,000 円	9,000 円
福井県	14,000 円	10,000 円
山梨県	17,000 円	12,000 円
長野県	15,000 円	11,000 円
岐阜県	18,000 円	13,000 円
静岡県	13,000 円	9,000 円
愛知県	15,000 円	11,000 円
三重県	13,000 円	9,000 円
滋賀県	15,000 円	11,000 円
京都府	27,000 円	19,000 円
大阪府	18,000 円	13,000 円
兵庫県	17,000 円	12,000 円
奈良県	15,000 円	11,000 円
和歌山県	15,000 円	11,000 円
鳥取県	11,000 円	8,000 円
島根県	13,000 円	9,000 円
岡山県	14,000 円	10,000 円
広島県	18,000 円	13,000 円
山口県	11,000 円	8,000 円
徳島県	14,000 円	10,000 円
香川県	21,000 円	15,000 円
愛媛県	14,000 円	10,000 円
高知県	15,000 円	11,000 円
福岡県	25,000 円	18,000 円
佐賀県	15,000 円	11,000 円
長崎県	15,000 円	11,000 円
熊本県	20,000 円	14,000 円
大分県	15,000 円	11,000 円
宮崎県	17,000 円	12,000 円
鹿児島県	17,000 円	12,000 円
沖縄県	15,000 円	11,000 円

二 外国

区 分			宿泊費基準額(一夜につき)	
	国名	地名	役員	管理職、その他職員
アジア	インド	ニューデリー	20,000 円	18,000 円
		コルカタ	11,000 円	10,000 円
		チェンナイ	13,000 円	12,000 円
		ベンガルール	18,000 円	16,000 円
		ムンバイ	25,000 円	23,000 円
		その他の地	15,000 円	14,000 円
	インドネシア	ジャカルタ	18,000 円	16,000 円
		スラバヤ	13,000 円	12,000 円
		デンパサール	20,000 円	18,000 円
		メダン	9,000 円	8,000 円
		その他の地	14,000 円	13,000 円
	カンボジア	プノンペン	23,000 円	21,000 円
		その他の地	23,000 円	21,000 円
	シンガポール	シンガポール	37,000 円	34,000 円
		その他の地	37,000 円	34,000 円
	スリランカ	コロンボ	24,000 円	22,000 円
		その他の地	24,000 円	22,000 円
	タイ	バンコク	22,000 円	20,000 円
		チェンマイ	15,000 円	14,000 円
		その他の地	21,000 円	19,000 円
	大韓民国	ソウル	29,000 円	26,000 円
		済州	25,000 円	23,000 円
		釜山	20,000 円	18,000 円
		その他の地	25,000 円	23,000 円
	中華人民共和国	北京	19,000 円	17,000 円
		広州	19,000 円	17,000 円
		上海	19,000 円	17,000 円
		重慶	12,000 円	11,000 円
		瀋陽	10,000 円	9,000 円
		青島	13,000 円	12,000 円
		香港	35,000 円	32,000 円
		その他の地	17,000 円	15,000 円
	ネパール	カトマンズ	17,000 円	15,000 円
		その他の地	17,000 円	15,000 円
	パキスタン	イスラマバード	35,000 円	32,000 円
		カラチ	34,000 円	31,000 円
		その他の地	34,000 円	31,000 円
	バングラデシュ	ダッカ	19,000 円	17,000 円
		その他の地	19,000 円	17,000 円
	東ティモール	ディリ	19,000 円	17,000 円
		その他の地	19,000 円	17,000 円
	フィリピン	マニラ	19,000 円	17,000 円
		セブ	21,000 円	19,000 円
		ダバオ	24,000 円	22,000 円
		その他の地	24,000 円	22,000 円
	ブルネイ	バンダルスリブガワン	22,000 円	20,000 円
		その他の地	22,000 円	20,000 円

アジア	ベトナム	ハノイ	15,000 円	14,000 円
		ダナン	17,000 円	15,000 円
		ホーチミン	17,000 円	15,000 円
		その他の地	15,000 円	14,000 円
	マレーシア	クアラルンプール	15,000 円	14,000 円
		ペナン	15,000 円	14,000 円
		その他の地	17,000 円	15,000 円
	ミャンマー	ヤンゴン	19,000 円	17,000 円
		その他の地	19,000 円	17,000 円
	モルディブ	マレ	52,000 円	47,000 円
		その他の地	50,000 円	45,000 円
	モンゴル	ウランバートル	26,000 円	24,000 円
		その他の地	26,000 円	24,000 円
	ラオス	ビエンチャン	19,000 円	17,000 円
		その他の地	19,000 円	17,000 円
	その他の国		19,000 円	17,000 円
大洋州	オーストラリア	キャンベラ	32,000 円	29,000 円
		シドニー	32,000 円	29,000 円
		パース	30,000 円	27,000 円
		ブリスベン	31,000 円	28,000 円
		メルボルン	29,000 円	26,000 円
		その他の地	29,000 円	26,000 円
	キリバス	タラワ	28,000 円	25,000 円
		その他の地	28,000 円	25,000 円
	サモア	アピア	28,000 円	25,000 円
		その他の地	28,000 円	25,000 円
	ソロモン	ホニアラ	28,000 円	25,000 円
		その他の地	28,000 円	25,000 円
	トンガ	ヌクアロファ	28,000 円	25,000 円
		その他の地	28,000 円	25,000 円
	ニュージーランド	ウェリントン	30,000 円	27,000 円
		オークランド	30,000 円	27,000 円
		その他の地	26,000 円	24,000 円
	パヌアツ	ポートビラ	28,000 円	25,000 円
		その他の地	28,000 円	25,000 円
	パプアニューギニア	ポートモレスビー	42,000 円	38,000 円
		その他の地	42,000 円	38,000 円
	パラオ	コロール	28,000 円	25,000 円
		その他の地	28,000 円	25,000 円
	フィジー	スバ	36,000 円	33,000 円
		その他の地	44,000 円	40,000 円
	マーシャル	マジュロ	28,000 円	25,000 円
		その他の地	28,000 円	25,000 円
	ミクロネシア	コロニア	28,000 円	25,000 円
		その他の地	28,000 円	25,000 円
	その他の国		28,000 円	25,000 円

北米	アメリカ合衆国	ワシントン	59,000 円	54,000 円
		アトランタ	42,000 円	38,000 円
		サンフランシスコ	54,000 円	49,000 円
		シアトル	46,000 円	42,000 円
		シカゴ	48,000 円	44,000 円
		デトロイト	47,000 円	43,000 円
		デンバー	44,000 円	40,000 円
		ナッシュビル	41,000 円	37,000 円
		ニューヨーク	63,000 円	57,000 円
		ハガツニャ	20,000 円	18,000 円
		ヒューストン	31,000 円	28,000 円
		ボストン	65,000 円	59,000 円
		ホノルル	54,000 円	49,000 円
		マイアミ	43,000 円	39,000 円
		ロサンゼルス	46,000 円	42,000 円
		その他の地	40,000 円	36,000 円
	カナダ	オタワ	37,000 円	34,000 円
		カルガリー	37,000 円	34,000 円
		トロント	54,000 円	49,000 円
		バンクーバー	48,000 円	44,000 円
		モントリオール	40,000 円	36,000 円
		その他の地	39,000 円	35,000 円
	その他の国		40,000 円	36,000 円
中南米	アルゼンチン	ブエノスアイレス	28,000 円	25,000 円
		その他の地	26,000 円	24,000 円
	ウルグアイ	モンテビデオ	22,000 円	20,000 円
		その他の地	22,000 円	20,000 円
	エクアドル	キト	30,000 円	27,000 円
		その他の地	28,000 円	25,000 円
	エルサルバドル	サンサルバドル	30,000 円	27,000 円
		その他の地	30,000 円	27,000 円
	キューバ	ハバナ	15,000 円	14,000 円
		その他の地	15,000 円	14,000 円
	グアテマラ	グアテマラ	24,000 円	22,000 円
		その他の地	23,000 円	21,000 円
	コスタリカ	サンホセ	35,000 円	32,000 円
		その他の地	35,000 円	32,000 円
	コロンビア	ボゴタ	20,000 円	18,000 円
		その他の地	19,000 円	17,000 円
	ジャマイカ	キングストン	48,000 円	44,000 円
		その他の地	48,000 円	44,000 円
	チリ	サンティアゴ	29,000 円	26,000 円
		その他の地	26,000 円	24,000 円
	ドミニカ共和国	サントドミンゴ	37,000 円	34,000 円
		その他の地	36,000 円	33,000 円
	トリニダード・トバゴ	ポートオブスペイン	44,000 円	40,000 円
		その他の地	40,000 円	36,000 円
	ニカラグア	マナグア	15,000 円	14,000 円
		その他の地	15,000 円	14,000 円
	ハイチ	ポルトープランス	36,000 円	33,000 円
		その他の地	36,000 円	33,000 円

中南米	パナマ	パナマ	25,000 円	23,000 円
		その他の地	23,000 円	21,000 円
	パラグアイ	アスンシオン	24,000 円	22,000 円
		その他の地	19,000 円	17,000 円
	バルバドス	ブリッジタウン	52,000 円	47,000 円
		その他の地	52,000 円	47,000 円
	ブラジル	ブラジリア	18,000 円	16,000 円
		クリチバ	13,000 円	12,000 円
		サンパウロ	22,000 円	20,000 円
		マナウス	15,000 円	14,000 円
		リオデジャネイロ	21,000 円	19,000 円
		レシフェ	14,000 円	13,000 円
		その他の地	12,000 円	11,000 円
	ベネズエラ	カラカス	34,000 円	31,000 円
		その他の地	34,000 円	31,000 円
	ペルー	リマ	22,000 円	20,000 円
		その他の地	21,000 円	19,000 円
	ボリビア	ラパス	14,000 円	13,000 円
		その他の地	14,000 円	13,000 円
	ホンジュラス	テグシガルパ	32,000 円	29,000 円
		その他の地	32,000 円	29,000 円
	メキシコ	メキシコ	21,000 円	19,000 円
		レオン	19,000 円	17,000 円
		その他の地	21,000 円	19,000 円
	その他の国		15,000 円	14,000 円
欧州	アイスランド	レイキャビク	54,000 円	49,000 円
		その他の地	52,000 円	47,000 円
	アイルランド	ダブリン	40,000 円	36,000 円
		その他の地	36,000 円	33,000 円
	アゼルバイジャン	バクー	28,000 円	25,000 円
		その他の地	28,000 円	25,000 円
	アルバニア	ティラナ	18,000 円	16,000 円
		その他の地	18,000 円	16,000 円
	アルメニア	エレバン	30,000 円	27,000 円
		その他の地	29,000 円	26,000 円
	イタリア	ローマ	33,000 円	30,000 円
		ミラノ	34,000 円	31,000 円
		その他の地	24,000 円	22,000 円
	ウクライナ	キーウ	23,000 円	21,000 円
		その他の地	23,000 円	21,000 円
	ウズベキスタン	タシケント	28,000 円	25,000 円
		その他の地	26,000 円	24,000 円
	英国	ロンドン	48,000 円	44,000 円
		エディンバラ	42,000 円	38,000 円
		その他の地	32,000 円	29,000 円
	エストニア	タリン	21,000 円	19,000 円
		その他の地	22,000 円	20,000 円
	オーストリア	ウィーン	26,000 円	24,000 円
		その他の地	23,000 円	21,000 円
	オランダ	ハーグ	26,000 円	24,000 円
		その他の地	28,000 円	25,000 円

欧州	カザフスタン	アスタナ	25,000 円	23,000 円
		その他の地	25,000 円	23,000 円
	北マケドニア	スコピエ	23,000 円	21,000 円
		その他の地	22,000 円	20,000 円
	キプロス	ニコシア	36,000 円	33,000 円
		その他の地	29,000 円	26,000 円
	ギリシャ	アテネ	31,000 円	28,000 円
		その他の地	28,000 円	25,000 円
	キルギス	ビシュケク	17,000 円	15,000 円
		その他の地	17,000 円	15,000 円
	クロアチア	ザグレブ	23,000 円	21,000 円
		その他の地	24,000 円	22,000 円
	ジョージア	トビリシ	23,000 円	21,000 円
		その他の地	23,000 円	21,000 円
	スイス	ベルン	36,000 円	33,000 円
		ジュネーブ	42,000 円	38,000 円
		その他の地	35,000 円	32,000 円
	スウェーデン	ストックホルム	33,000 円	30,000 円
		その他の地	28,000 円	25,000 円
	スペイン	マドリード	34,000 円	31,000 円
		バルセロナ	37,000 円	34,000 円
		その他の地	26,000 円	24,000 円
	スロバキア	ブラチスラバ	24,000 円	22,000 円
		その他の地	20,000 円	18,000 円
	スロベニア	リュブリャナ	25,000 円	23,000 円
		その他の地	24,000 円	22,000 円
	セルビア	ベオグラード	28,000 円	25,000 円
		その他の地	23,000 円	21,000 円
	タジキスタン	ドゥシャンベ	31,000 円	28,000 円
		その他の地	31,000 円	28,000 円
	チェコ	プラハ	21,000 円	19,000 円
		その他の地	19,000 円	17,000 円
	デンマーク	コペンハーゲン	37,000 円	34,000 円
		その他の地	33,000 円	30,000 円
	ドイツ	ベルリン	28,000 円	25,000 円
		デュッセルドルフ	24,000 円	22,000 円
		ハンブルク	28,000 円	25,000 円
		フランクフルト	22,000 円	20,000 円
		ミュンヘン	26,000 円	24,000 円
		その他の地	21,000 円	19,000 円
	トルクメニスタン	アシガバット	23,000 円	21,000 円
		その他の地	23,000 円	21,000 円
	ノルウェー	オスロ	35,000 円	32,000 円
		その他の地	32,000 円	29,000 円
	パチカン	パチカン	23,000 円	21,000 円
		その他の地	23,000 円	21,000 円
	ハンガリー	ブダペスト	23,000 円	21,000 円
		その他の地	21,000 円	19,000 円
	フィンランド	ヘルシンキ	30,000 円	27,000 円
		その他の地	29,000 円	26,000 円

欧州	フランス	パリ	42,000 円	38,000 円
		ストラスブール	26,000 円	24,000 円
		マルセイユ	25,000 円	23,000 円
		その他の地	28,000 円	25,000 円
	ブルガリア	ソフィア	22,000 円	20,000 円
		その他の地	20,000 円	18,000 円
	ベラルーシ	ミンスク	29,000 円	26,000 円
		その他の地	29,000 円	26,000 円
	ベルギー	ブリュッセル	37,000 円	34,000 円
		その他の地	29,000 円	26,000 円
	ポーランド	ワルシャワ	20,000 円	18,000 円
		その他の地	17,000 円	15,000 円
	ボスニア・ヘルツェゴ ビナ	サラエボ	20,000 円	18,000 円
		その他の地	18,000 円	16,000 円
	ポルトガル	リスボン	31,000 円	28,000 円
		その他の地	24,000 円	22,000 円
	モルドバ	キシナウ	22,000 円	20,000 円
		その他の地	22,000 円	20,000 円
	ラトビア	リガ	20,000 円	18,000 円
		その他の地	20,000 円	18,000 円
	リトアニア	ビリニュス	20,000 円	18,000 円
		その他の地	20,000 円	18,000 円
	ルーマニア	ブカレスト	23,000 円	21,000 円
		その他の地	19,000 円	17,000 円
	ルクセンブルク	ルクセンブルク	39,000 円	35,000 円
		その他の地	32,000 円	29,000 円
	ロシア	モスクワ	23,000 円	21,000 円
		ウラジオストク	23,000 円	21,000 円
		サンクトペテルブルク	23,000 円	21,000 円
		ハバロフスク	23,000 円	21,000 円
		ユジノサハリンスク	23,000 円	21,000 円
		その他の地	23,000 円	21,000 円
	その他の国		23,000 円	21,000 円
中東	アフガニスタン	カブール	25,000 円	23,000 円
		その他の地	25,000 円	23,000 円
	アラブ首長国連邦	アブダビ	33,000 円	30,000 円
		ドバイ	28,000 円	25,000 円
		その他の地	26,000 円	24,000 円
	イエメン	サヌア	25,000 円	23,000 円
		その他の地	25,000 円	23,000 円
	イスラエル	テルアビブ	41,000 円	37,000 円
		その他の地	36,000 円	33,000 円
	イラク	バグダット	25,000 円	23,000 円
		その他の地	25,000 円	23,000 円
	イラン	テヘラン	25,000 円	23,000 円
		その他の地	25,000 円	23,000 円
	オマーン	マスカット	15,000 円	14,000 円
		その他の地	17,000 円	15,000 円
	カタール	ドーハ	19,000 円	17,000 円
		その他の地	19,000 円	17,000 円

中東	クウェート	クウェート	25,000 円	23,000 円
		その他の地	26,000 円	24,000 円
	サウジアラビア	リヤド	47,000 円	43,000 円
		ジッダ	23,000 円	21,000 円
		その他の地	41,000 円	37,000 円
	シリア	ダマスカス	25,000 円	23,000 円
		その他の地	25,000 円	23,000 円
	トルコ	アンカラ	17,000 円	15,000 円
		イスタンブール	22,000 円	20,000 円
		その他の地	21,000 円	19,000 円
	バーレーン	マナーマ	24,000 円	22,000 円
		その他の地	24,000 円	22,000 円
	ヨルダン	アンマン	23,000 円	21,000 円
		その他の地	23,000 円	21,000 円
	レバノン	ベイルート	25,000 円	23,000 円
		その他の地	25,000 円	23,000 円
	その他の国		25,000 円	23,000 円
アフリカ	アルジェリア	アルジェ	33,000 円	30,000 円
		その他の地	32,000 円	29,000 円
	アンゴラ	ルアンダ	52,000 円	47,000 円
		その他の地	52,000 円	47,000 円
	ウガンダ	カンパラ	21,000 円	19,000 円
		その他の地	34,000 円	31,000 円
	エジプト	カイロ	35,000 円	32,000 円
		その他の地	34,000 円	31,000 円
	エチオピア	アディスアベバ	20,000 円	18,000 円
		その他の地	26,000 円	24,000 円
	ガーナ	アクラ	32,000 円	29,000 円
		その他の地	32,000 円	29,000 円
	ガボン	リーブルビル	35,000 円	32,000 円
		その他の地	35,000 円	32,000 円
	カメルーン	ヤウンデ	29,000 円	26,000 円
		その他の地	29,000 円	26,000 円
	ギニア	コナクリ	24,000 円	22,000 円
		その他の地	24,000 円	22,000 円
	ケニア	ナイロビ	29,000 円	26,000 円
		その他の地	29,000 円	26,000 円
	コートジボワール	アビジャン	35,000 円	32,000 円
		その他の地	35,000 円	32,000 円
	コンゴ民主共和国	キンシャサ	24,000 円	22,000 円
		その他の地	24,000 円	22,000 円
	ザンビア	ルサカ	36,000 円	33,000 円
		その他の地	41,000 円	37,000 円
	ジブチ	ジブチ	24,000 円	22,000 円
		その他の地	24,000 円	22,000 円
	ジンバブエ	ハラレ	21,000 円	19,000 円
		その他の地	21,000 円	19,000 円
	スーダン	ハルツーム	24,000 円	22,000 円
		その他の地	24,000 円	22,000 円
	セーシェル	ビクトリア	24,000 円	22,000 円
		その他の地	24,000 円	22,000 円

アフリカ	セネガル	ダカール	44,000 円	40,000 円
		その他の地	43,000 円	39,000 円
	タンザニア	ダルエスサラーム	24,000 円	22,000 円
		その他の地	25,000 円	23,000 円
	チュニジア	チュニス	32,000 円	29,000 円
		その他の地	32,000 円	29,000 円
	ナイジェリア	アブジャ	34,000 円	31,000 円
		その他の地	34,000 円	31,000 円
	ナミビア	ウィントフック	14,000 円	13,000 円
		その他の地	19,000 円	17,000 円
	ブルキナファソ	ワガドゥグー	25,000 円	23,000 円
		その他の地	25,000 円	23,000 円
	ベナン	コトヌ	30,000 円	27,000 円
		その他の地	30,000 円	27,000 円
	ボツワナ	ハボローネ	25,000 円	23,000 円
		その他の地	25,000 円	23,000 円
	マダガスカル	アンタナナリボ	26,000 円	24,000 円
		その他の地	26,000 円	24,000 円
	マラウイ	リロングウェ	29,000 円	26,000 円
		その他の地	29,000 円	26,000 円
	マリ	バマコ	45,000 円	41,000 円
		その他の地	45,000 円	41,000 円
	南アフリカ共和国	プレトリア	18,000 円	16,000 円
		その他の地	20,000 円	18,000 円
	南スーダン	ジュバ	24,000 円	22,000 円
		その他の地	24,000 円	22,000 円
	モーリシャス	ポートルイス	42,000 円	38,000 円
		その他の地	29,000 円	26,000 円
	モーリタニア	ヌアクショット	23,000 円	21,000 円
		その他の地	23,000 円	21,000 円
	モザンビーク	マプト	20,000 円	18,000 円
		その他の地	21,000 円	19,000 円
	モロッコ	ラバト	22,000 円	20,000 円
		その他の地	21,000 円	19,000 円
	リビア	トリポリ	24,000 円	22,000 円
		その他の地	24,000 円	22,000 円
	ルワンダ	キガリ	32,000 円	29,000 円
		その他の地	32,000 円	29,000 円
	その他の国		24,000 円	22,000 円
	その他の地域		23,000 円	21,000 円

別表第5 宿泊手当(第24条関係)

一 本邦

区 分	宿泊手当 (一夜につき)
全ての地	2,400 円

二 外国

区 分		宿泊手当 (一夜につき)
地域	国名	
アジア	インド	4,800 円
	インドネシア	4,500 円
	カンボジア	5,400 円
	シンガポール	5,400 円
	スリランカ	5,400 円
	タイ	5,400 円
	大韓民国	5,400 円
	中華人民共和国	5,100 円
	ネパール	5,100 円
	パキスタン	5,400 円
	バングラデシュ	5,400 円
	東ティモール	5,400 円
	フィリピン	5,400 円
	ブルネイ	5,400 円
	ベトナム	4,800 円
	マレーシア	5,100 円
	ミャンマー	5,400 円
	モルディブ	5,400 円
	モンゴル	5,400 円
	ラオス	5,400 円
	その他の国	5,400 円
	オーストラリア	5,400 円
	キリバス	5,400 円
	サモア	5,400 円
	ソロモン	5,400 円
	トンガ	5,400 円
	ニュージーランド	5,400 円
	バヌアツ	5,400 円
	パプアニューギニア	5,400 円
	パラオ	5,400 円
	フィジー	5,400 円
	マーシャル	5,400 円
	ミクロネシア	5,400 円
	その他の国	5,400 円

北米	アメリカ合衆国	5,400 円
	カナダ	5,400 円
	その他の国	5,400 円
中南米	アルゼンチン	5,400 円
	ウルグアイ	5,400 円
	エクアドル	5,400 円
	エルサルバドル	5,400 円
	キューバ	4,800 円
	グアテマラ	5,400 円
	コスタリカ	5,400 円
	コロンビア	5,400 円
	ジャマイカ	5,400 円
	チリ	5,400 円
	ドミニカ共和国	5,400 円
	トリニダード・トバゴ	5,400 円
	ニカラグア	4,800 円
	ハイチ	5,400 円
	パナマ	5,400 円
	パラグアイ	5,400 円
	バルバドス	5,400 円
	ブラジル	3,900 円
	ベネズエラ	5,400 円
	ペルー	5,400 円
	ボリビア	4,500 円
	ホンジュラス	5,400 円
	メキシコ	5,400 円
	その他の国	4,800 円
欧州	アイスランド	5,400 円
	アイルランド	5,400 円
	アゼルバイジャン	5,400 円
	アルバニア	5,400 円
	アルメニア	5,400 円
	イタリア	5,400 円
	ウクライナ	5,400 円
	ウズベキスタン	5,400 円
	英国	5,400 円
	エストニア	5,400 円
	オーストリア	5,400 円
	オランダ	5,400 円
	カザフスタン	5,400 円
	北マケドニア	5,400 円
	キプロス	5,400 円
	ギリシャ	5,400 円

欧州	キルギス	5,100 円
	クロアチア	5,400 円
	ジョージア	5,400 円
	スイス	5,400 円
	スウェーデン	5,400 円
	スペイン	5,400 円
	スロバキア	5,400 円
	スロベニア	5,400 円
	セルビア	5,400 円
	タジキスタン	5,400 円
	チェコ	5,400 円
	デンマーク	5,400 円
	ドイツ	5,400 円
	トルクメニスタン	5,400 円
	ノルウェー	5,400 円
	バチカン	5,400 円
	ハンガリー	5,400 円
	フィンランド	5,400 円
	フランス	5,400 円
	ブルガリア	5,400 円
	ベラルーシ	5,400 円
	ベルギー	5,400 円
	ポーランド	5,100 円
	ボスニア・ヘルツェゴビナ	5,400 円
	ポルトガル	5,400 円
	モルドバ	5,400 円
	ラトビア	5,400 円
	リトアニア	5,400 円
	ルーマニア	5,400 円
	ルクセンブルク	5,400 円
	ロシア	5,400 円
	その他の国	5,400 円
中東	アフガニスタン	5,400 円
	アラブ首長国連邦	5,400 円
	イエメン	5,400 円
	イスラエル	5,400 円
	イラク	5,400 円
	イラン	5,400 円
	オマーン	5,100 円
	カタール	5,400 円
	クウェート	5,400 円
	サウジアラビア	5,400 円
	シリア	5,400 円

中東	トルコ	5,400 円
	バーレーン	5,400 円
	ヨルダン	5,400 円
	レバノン	5,400 円
	その他の国	5,400 円
アフリカ	アルジェリア	5,400 円
	アンゴラ	5,400 円
	ウガンダ	5,400 円
	エジプト	5,400 円
	エチオピア	5,400 円
	ガーナ	5,400 円
	ガボン	5,400 円
	カメルーン	5,400 円
	ギニア	5,400 円
	ケニア	5,400 円
	コートジボワール	5,400 円
	コンゴ民主共和国	5,400 円
	ザンビア	5,400 円
	ジブチ	5,400 円
	ジンバブエ	5,400 円
	スーダン	5,400 円
	セーシェル	5,400 円
	セネガル	5,400 円
	タンザニア	5,400 円
	チュニジア	5,400 円
	ナイジェリア	5,400 円
	ナミビア	5,400 円
	ブルキナファソ	5,400 円
	ベナン	5,400 円
	ボツワナ	5,400 円
	マダガスカル	5,400 円
	マラウイ	5,400 円
	マリ	5,400 円
	南アフリカ共和国	5,400 円
	南スーダン	5,400 円
	モーリシャス	5,400 円
	モーリタニア	5,400 円
	モザンビーク	5,400 円
	モロッコ	5,400 円
	リビア	5,400 円
	ルワンダ	5,400 円
その他の国		5,400 円

別表第 6 外国旅行の転居費に係る家財運送量の上限(第25条関係)

区 分		上 限
家財の運送単位を容積により算出する場合	職員	9 m³
	配偶者	9 m³
	子(一人につき)	1.5 m³
家財の運送単位を重量により算出する場合	職員	360kg
	配偶者	360kg
	子(一人につき)	60kg

別表第 7 死亡手当(第29条関係)

区 分	死亡手当
全ての者	930,000円